

青森県報

第四百六十三号

令和四年
五月二十五日
(水曜日)

目次

訓令

○青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令……………

(地域活力
振興課) ……一

告示

○令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第十一号)の要領……………

(財政課) ……二

○生活保護法による医療機関の指定……………

(健康福祉
政策課) ……三

○生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………

(同) ……三

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

(同) ……三

公告

○肥料登録の有効期間の更新……………

(食の安全・
安心推進課) ……四

○建設業者の許可の取消し……………

(東青地域
県民局) ……四

○右……………

(中南地域
県民局) ……四

○右……………

(三八地域
県民局) ……五

○右……………

(西北地域
県民局) ……五

出先機関

○土地改良区の役員の就任……………

(西北地域
県民局) ……五

訓

令

○土地改良区の定款変更の認可……………

(同) ……五

○右……………

(同) ……六

○右……………

(同) ……六

監査委員

○監査結果(中南地域県民局地域連携部ほか百四十箇所)……………(事務局) ……六

青森県訓令甲第九号

青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(令和二年五月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び」を「。以下「補助規則」という。及び」に改め、同条第二号中「青森県補助金等の交付に関する規則」を「補助規則」に改め、同条に次の一号を加える。

三 令和四年度青森県元気な地域づくり支援事業費補助金交付要綱(令和四年四月二十一日制定)に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき令和四年三月三十一日専決処分した令和三年度青森県一般会計補正予算（専決第十一号）の要領は、次のとおりである。

令和四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第11号）

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款項の区分ごとの金額を補正する。

第1表 歳入予算補正

歳 入		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1	県 税	151,170,967	896,072	152,067,039
2	事 業 税	27,938,375	467,882	28,406,257
3	地 方 消 費 税	31,195,970	278,828	31,474,798
5	た ば こ 税	1,533,432	149,362	1,682,794
3	地 方 譲 与 税	23,201,170	68,741	23,269,911
1	特別法人事業譲与税	20,441,656	3,644	20,445,300
2	地方揮発油譲与税	2,395,729	65,216	2,460,945
3	石油ガス譲与税	86,371	10,149	96,520
4	自動車重量譲与税	105,139	3,206	108,345
5	森林環境譲与税	100,124	△3,824	96,300
6	航空機燃料譲与税	72,151	△9,650	62,501
5	地 方 交 付 税	237,596,533	1,191,235	238,787,768
1	地 方 交 付 税	237,596,533	1,191,235	238,787,768

6	交通安全対策特別交付金	341,126	△9,921	331,205
1	交通安全対策特別交付金	341,126	△9,921	331,205
12	繰 入 金	13,004,115	△2,146,127	10,857,988
2	基 金 繰 入 金	12,667,193	△2,146,127	10,521,066
	歳 入 合 計	828,755,953	0	828,755,953

青森県告示第二百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 定 日 止
十和田泌尿器科クリニック	十和田市元町東一丁目三の八	令和 四・四・一
えむナースステーション	むつ市小川町一丁目一の二二	ク

青森県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 休 止 日 止
宮川歯科クリニック	五所川原市大字広田字柳沼五四の一五	令和 四・三・三

青森県告示第二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	横迎町調剤薬局	所 在 地	令和四年五月二十五日
	横迎町調剤薬局	むつ市横迎町二丁目一の八	四・三・三
	十和田泌尿器科	十和田市元町東一丁目三の八	〃

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和四年五月十三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 三七〇号	なたね油か す及びその 粉末	菜のちから	窒素全量 四・七 りん酸全量 二・二 加里全量 一・一	該当なし	沖津由子 上北郡横浜町 字吹越一三 の四

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大坂工務店
- 二 代表者の氏名 大坂浩美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字馬屋尻字小金沢一二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一〇〇七七七
- 五 取消年月日 令和四年四月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 鎌田設備工業株式会社
- 二 代表者の氏名 坂野泉
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字藤野一丁目六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特一三）第七一六二二
- 五 取消年月日 令和四年四月二十五日

- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年三月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 三八五建設株式会社
 - 二 代表者の氏名 泉山裕
 - 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字元木二六の三
 - 四 許可番号 青森県知事許可（特―二）第六七七一号
 - 五 取消年月日 令和四年四月十一日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る特定建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 令和四年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社マイスター
- 二 代表者の氏名 白戸裕丈
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字福山字広富一六の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第四〇〇〇五七号
- 五 取消年月日 令和四年四月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年四月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年五月二十五日

西北地域県民局長 宇 野 武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	橋本 康伸	西津軽郡鰺ヶ沢町大字日照田町字吉川一五の三	令和 四・四・四

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、赤石川土地改良区の定款の変更を令和四年四月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年五月二十五日

西北地域県民局長 宇 野 武

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、屏風山土地改良区の定款の変更を令和四年四月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年五月二十五日

西北地域県民局長 宇 野 武

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川鶴田土地改良区の定款の変更を令和四年四月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年五月二十五日

西北地域県民局長 宇 野 武

監 査 委 員

青森県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項及び第四項の規定による財務監査並びに同条第二項の規定による行政監査を青森県監査委員監査基準（令和二年四月青森県監査委員告示第二号）に準拠して実施したので、その結果を同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和四年五月二十五日

青森県監査委員 竹 内 均
青森県監査委員 川 嶋 由 紀 子
青森県監査委員 齊 藤 一 郎
青森県監査委員 鳴 海 惠 一 郎

1 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているかに着眼して監査を行った。

2 監査の実施内容

- (1) 監査日
令和4年2月4日から令和4年5月9日まで
- (2) 実施内容
監査対象箇所における事務のうち、財務事務及び行政事務の実施について、関係書類等により監査を行った。

3 監査の対象

- (1) 監査事項
各対象箇所の事務の執行及び経営に係る事業の管理
- (2) 対象期間
令和2年度（前年度監査基準日翌日から令和3年5月31日まで）
令和3年度（令和3年4月1日から監査基準日まで）
- (3) 対象箇所名

ア 企画政策部

中南部県民局地域連携部、三八地域県民局地域連携部、西北地域県民局地域連携部、上北地域県民局地域連携部、下北地域県民局地域連携部

イ 環境生活部

青森県環境保健センター、東青地域県民局環境管理部、中南部県民局環境管理部、三八地域県民局環境管理部、下北地域県民局環境管理部

ウ 健康福祉部

青森県動物愛護センター、十和田食肉衛生検査所、田舎館食肉衛生検査所、青森県立子ども自立センターみらい、青森県障害者相談センター、青森県立あすなる療育福祉センター、青森県立さわらび療育福祉センター、青森県立精神保健福祉センター

エ 商工労働部

青森県立弘前高等技術専門学校、青森県立八戸工科学院、青森県立むつ高等技術専門学校、青森県立障害者職業訓練校

キ 農林水産部

東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域
県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域
農林水産部、下北地域県民局地域農林水産部、青森県病害虫防除所、青森県営
農大大学校

カ 県土整備部

青森空港管理事務所

キ 危機管理局

青森県消防学校、青森県原子力センター

ク 観光国際戦略局

青森県立美術館

ケ 青森県教育委員会

東青教育事務所、西北教育事務所、中南教育事務所、上北教育事務所、下北
教育事務所、三八教育事務所、青森県埋蔵文化財調査センター、青森県立青森
高等学校、青森県立青森西高等学校、青森県立青森東高等学校、青森県立青森
北高等学校、青森県立青森南高等学校、青森県立青森中央高等学校、青森県立
北斗高等学校、青森県立浪岡高等学校、青森県立弘前高等学校、青森県立弘前
中央高等学校、青森県立弘前南高等学校、青森県立八戸高等学校、青森県立八
戸東高等学校、青森県立八戸北高等学校、青森県立八戸西高等学校、青森県立
八戸中央高等学校、青森県立木造高等学校、青森県立鱒ヶ沢高等学校、青森県
立五所川原高等学校、青森県立金木高等学校、青森県立板柳高等学校、青森県
立中里高等学校、青森県立鶴田高等学校、青森県立黒石高等学校、青森県立尾
上総合高等学校、青森県立野辺地高等学校、青森県立七戸高等学校、青森県立
百石高等学校、青森県立六戸高等学校、青森県立六ヶ所高等学校、青森県立三
本木高等学校、青森県立十和田西高等学校、青森県立三沢高等学校、青森県立
田名部高等学校、青森県立大湊高等学校、青森県立大間高等学校、青森県立五
戸高等学校、青森県立三戸高等学校、青森県立田子高等学校、青森県立五所川
原農林高等学校、青森県立柏木農業高等学校、青森県立三本木農業高等学校、
青森県立三本木農業恵拓高等学校、青森県立名久井農業高等学校、青森県立青
森工業高等学校、青森県立弘前工業高等学校、青森県立八戸工業高等学校、青
森県立五所川原工業高等学校、青森県立五所川原工科高等学校、青森県立十和
田工業高等学校、青森県立むつ工業高等学校、青森県立八戸水産高等学校、青

森県立青森商業高等学校、青森県立弘前実業高等学校、青森県立八戸商業高等
学校、青森県立黒石商業高等学校、青森県立三沢商業高等学校、青森県立盲学
校、青森県立青森聾学校、青森県立弘前聾学校、青森県立八戸聾学校、青森県
立青森第一養護学校、青森県立青森第二養護学校、青森県立青森第二養護学
校、青森県立青森第一高等養護学校、青森県立青森第二高等養護学校、青森県
立浪岡養護学校、青森県立弘前第一養護学校、青森県立弘前第二養護学校、青
森県立八戸第一養護学校、青森県立八戸第二養護学校、青森県立八戸高等支援
学校、青森県立黒石養護学校、青森県立函書館、青森県立梵珠少年自然の家、青
森県総合社会教育センター、青森県総合学校教育センター、青森県立郷土館、
三内丸山遺跡センター

ク 青森県警察本部

青森県青森警察署、青森県青森南警察署、青森県外ヶ浜警察署、青森県大間
警察署、青森県むつ警察署、青森県野辺地警察署、青森県弘前警察署、青森県
鱒ヶ沢警察署、青森県つがる警察署、青森県五所川原警察署、青森県板柳警察
署、青森県黒石警察署、青森県八戸警察署、青森県三戸警察署、青森県五戸警
察署、青森県十和田警察署、青森県七戸警察署、青森県三沢警察署

4 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正である。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円